

議 長 日程第3「議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、大館秀孝君。

産業厚生常任委員長 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。平成30年3月15日、松田町議会議長 中野博殿。産業厚生常任委員会委員長 大館秀孝。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は3月12日に委員6名中5名出席、3月15日、委員全員出席のもと役場4階会議室で委員会を開催し、平成30年第1回議会定例会において付託された議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について、慎重に審査しましたので次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。副町長、福祉課長及び担当職員出席のもと、敬老祝金の支給年齢と支給額、現行と改正案の支給総額の比較及び削減となる予算の活用計画、近隣市町の支給状況等を詳細に審査しました。審査の結果、敬老祝金は昭和43年に条例を制定し、現在は70歳、77歳、88歳、99歳、100歳の節目の年齢に到達した方に支給しています。高齢者の平均寿命の伸びや社会情勢等を勘案し改正するもので、70歳の支給廃止や支給額の改正はやむを得ないことと判断しました。しかし、77歳の支給を80歳に改正することは、敬老祝金の支給開始を一気に10年延ばすこととなるため、現行の77歳の支給を改正しないほうがよいと判断し、一部を修正する必要があると結論に達しました。

また、次の項目について強く申し入れました。（1）敬老祝金の支給年齢や支給額の改正に伴い、削減された費用は高齢者の福祉対策事業に活用するための具体的な施策を早い時期に町民に示されたい。以上でございます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 1点御質問させていただきます。まず初めに、産業厚生常任委員の皆様におかれましては、会期内での集中審議ということで、スピード感を持って対応されたこと御苦労さまでした。しかしながら、幾つかの疑問点がございますので、質

問させていただきます。この条例施行はこの4月1日、30年4月1日でありませんが、経過措置といたしまして、この対象となる方は、ことしの方はもう旧条例で全部祝金70歳、77歳お出ししますよと。88、99、100の人についても金額変更しないで従前の例で出しますという内容の中での審査、委員会の審査だったと思うんですけども。時間がある中で、この会期内でスピード感を持ってお出しされたんですけど、もう少し時間をかけて審査してもよかったのかなという疑問があります。

その中で、まず1点目が、報告書にございます、委員会報告の審査の内容の3行目です。2行目から3行目、削減となる予算の活用計画とありますが、この内容について詳細に審査しましたということですが、当初、事務局から全員協議会で示された額が、原案によりますと70歳を廃止、70歳と77歳を廃止して、その分80歳に支給した場合の金額の差額が446万5,000円に対して、条例改正原案どおりした場合に244万の支給になると。減額額が202万5,000円ぐらい計算上は浮きますよと。この要するに減った額に関してどのような活用計画があったのかと。そういった議論なされたか。また、今回、修正議決していますので、今度は80歳ではなく、77歳が生きると思うんですけども、その場合に、200万がどのくらいの額に変わるのか。その変わった額をどういった福祉のほうに活用されるのか。その辺の審議内容についてお知らせください。以上です。

12番 大 館 田代議員の御質問にお答えをいたします。その件についてはですね、2日目のきのうですね、副町長と課長、再度来ていただいてですね、余剰金についての使い道についてはどのような計画でという話をしましたけれども、具体的なことは言われません。何かほかにこういうことをしたらいいんだというような計画があるのかということを質問したわけですけども、それについてはいまだ具体的なものはありません。前例としてですね、一番最初に減額をした、条例改正をしたときにですね、それは福祉目的で移送サービス等事業に向けたいからという具体的なものがあつたわけですけども、今回についてはそういう具体的な事案は示されない。何か執行者側では考えていられるようでしたけれども、具体的な案は提示されませんでした。ということでございます。

2番 田 代 今の回答に対して1つお聞かせください。理事者側はこの減らした額、減額

のあったものをほかの予算に向けるのではなくて、やっぱり高齢者福祉、そういったものに使うという考えはある。ただし、具体の策は示されなかったと。そういうことでよろしいわけですか。はい。

そうしますと、今度は金額の話なんですけども、80で支給するようになった場合、原案の場合は先ほど私がお話ししたように、202万5,000円ぐらいのお金がね、今の資料では用意できると。それを新しい高齢者福祉に充てれると。一方で、77歳に今、修正議決しましたよね。その場合ですと、お幾らぐらいの試算になりましたか。その辺をちょっとお聞かせください。

4 番 南 雲 課長のほうで計算していただきまして、300万円ぐらいというお答えでした。

2 番 田 代 すいません、算数の世界では、私、算数弱いんで、確認なんですけども。もし、原案どおり可決されて通った場合に、3年間執行されないわけですよ。4年間執行されないのかな、今年度は執行されて。3年間でいいです。80歳になった場合は執行が3年間されないわけですよ。ところが77歳だと、もう、すぐ執行されるわけですよ。だから、逆に私は減るんじゃないか。それが多くなるというのは、算数で言うと私のほうが合っているのか、いかがでしょう。

10 番 齋 藤 2番議員の御質問にお答えさせていただきます。3年間の施行に当たりまして、トータル的に1,173万円が行政が出したものに対しては浮くという状況のところを、70歳はどっちみち両方抜く計算ですので、77歳か80歳かという問題だけなんで、それで、きっと3年間で859万円ということで、差額が314万円の80歳から77歳と、3年間の差がそういう数字の計算には出ております。以上です。

2 番 田 代 もう一度すいません、80歳になった場合は、前、全員協議会でこのいただいた資料の中で202万5,000円が浮きますよと。この中には今、齋藤議員がお話しだったように、70歳は廃止になる。これは同じ条件です。それと、88歳、99歳、100歳、若干前後はあるけれども、人数が少ないからとりあえず体制に影響はないのかな。そうすると、論点は80歳と77歳、これが論点になると思います。皆さんの産業厚生委員会の皆様は70、80はよして、77から支給しようよと。そうすると、もう、すぐ支給しなきゃいけないわけです。ところが、80歳、原案どおり80歳に支給した場合に3年間おくれるから、そのお金が、要するに、お

祝金は廃止したんだけど、逆にその廃止したお金をよそに回してしまうのではなくて、じっくり考えた中で高齢者福祉に充てようと。私が言いたいのは、そのお金が多いほうがいいと思うんですよ。今ここで金額を300だ何だ議論するのではなく、感覚的には今言った200万よりも多分もっと少なくなると思います、私の持論では。であれば、80歳まで時間はある程度稼いで、それである程度まとまったお金にする。やはりお金が少ないとなかなか予算づけしてもいろんな福祉施策に充てるというのが、少ないよりは多い方がいい。そういう考えで私は原案どおり80歳、77歳を廃止して80歳にさせていただいて、少しお金をためていただいて、それを福祉施策に充ててよかったのかなと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

12番 大 館 その辺はですね、金銭的な面だけでなくですね、70歳から一気に80歳という、幾ら寿命が、平均年齢が上がったとしても、10年間というのは、70歳からの10年間というのはものすごくマイナス面が多いわけじゃないですか。80歳まで健康でいられるというのはもう確定できないわけですよ。ですから、日本の文化とか伝統とか、そういう慣習に基づいてですね、お祝い事に77歳、88歳、それを伝統を守りながらという説明責任が果たせるんじゃないかという、そういう意味合いで77歳、80歳を77歳に前倒しをさせていただきました。そういうことでございます。

2番 田 代 委員長さんの説明は一方では理解できます。もう一つの考えとして、この3月7日の全協で示された資料の中で、平均寿命が松田の場合、男性が80.3、女性が85.6歳ということで、もう結構上がっているよと。昔と違うよと。ですから、今までのこの長寿を祝福するという目的が薄れているということで、少し年齢を上げていいんじゃないかということで、こういう提案がなされております。私自身もそうなんですけど、いただけるものが先になると、やっぱり寂しいなという感じがします。ただ、この金額で見ると1万円ですから、本当に気持ち的な額なのかなと思います。そういうことでもらって、確かにすごい楽しみにされている方もいらっしゃると思います。そういった方の気持ちを大事にするという考えは確かに大事だと思います。でも、一方で、やっぱり福祉政策となると、そういった削減したお金をまとめて、前回の移送サービスじゃないで

すけども、非常に何というのかな、困っている方が本当に利用できる、そういうものに使えるのかなと。確かにお年寄りの中で80歳、77歳を迎えた方で、非常に所得のある人もいられれば、困窮されている方もいられると。いろいろな層の方がいられる中で、その1万円というのは確かに大事かもしれませんが、それは一時的なものなのかなというふうに私は感じています。その中で逆にまとまったお金、今この試算だとトータルで200万なんですけれども、そういったお金をそういった困った人に、本当に困った人の福祉政策について、もうちょっと理事者側もしっかり時間をかけてよいほうに展開していただくというふうな考えから言うと、私は原案という考えのがよろしいんじゃないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

12番 大 館 そのことは十分考慮いたしましたけれども、ただ執行者側として具体的な策を、先ほど申しましたように、前回のときは移送サービスとか、そういう使用目的をきちとしたもので町民に説明責任ができる大義があったわけですよ。ところが、今回はまだ抽象的な、福祉には使えますけどというそんな程度の話でしたので、10年間も延ばすのはおかしいでしょうと、ね。期間がありすぎます。それは確かに平均寿命は伸びても、健康寿命じゃないわけですよ。ですから、3年間ですけれども、前倒しをしてお祝いをしてあげましょうという、そういう意味合いを持ってこの結論に達したわけです。

2番 田 代 委員長さんのお話よくわかります。その中であるいは私、冒頭申し上げたように、理事者側がその答えを持ってなかった。減らして浮かしたお金は福祉政策に、高齢者福祉政策に充てよう。であれば、先ほどお話ししたように、まだ時間があったので、その辺をしっかり理事者から聞いて、このお金はどうするのかということで、6月議会あたりの報告でもよかったのかなと感じます。これについては私のひとり言ということで、回答は要りません。質問終わります。以上です。

4番 南 雲 きょう、副町長がいらしていただいて、一応福祉政策の中で町長からの御提案もあって、福祉バスとかというお話もございましたということで、あとあれですね、シニアクラブに使いたいというような御提案もあったということで、いろいろ今、話し合っている中で、6月のときに、その方向性をお示ししたい

という御報告はありました。

議 長 ほかに。よろしいですか。質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

1 番 平 野 私も途中まで傍聴していて、ああもうほとんどこれは77歳の案に決まるのかなぐらいのところでちょっと出ちゃったんですけども、その後の、確かにね、伝統的な節目ということで77歳…討論こっちなのか。

議 長 討論をやるんですか。質問でなくて。じゃ、討論はこちらです。(「反対ですか」の声あり)それは口頭で言ってください。

1 番 平 野 私、途中まで傍聴していて、77歳に決まるのかなというところで出ちゃったんですが、節目の年齢になるほうが説明はしやすいと私も確かに思ったんですね、77、88というふうに。ところがやっぱり今の質疑応答を少しちょっと聞いていて、やはり先ほど田代議員がおっしゃったように、こんなに慌てて結果を出さなくてもよかったのかなというのがちょっと思いまして。やはり私、一番気になっていたのは使途のところだったもんですから、もう少し、先ほど南雲委員が6月にちょっとそういったことが出てくるのではないかというようなこともおっしゃっていましたので、もう少し時間をかけるというような意味で、ちょっとこの修正案あるいはここでの議決には反対という立場で思っております。

議 長 ほかに討論ございませんか。ありませんか。賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を打ち切って採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)の採決を行います。この採決は起立によって行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決され

たときは原案について採決をいたします。それでは、議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）について、委員会修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、委員会の修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決を行います。原案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。